

監査結果公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第４項の規定により、その結果（平成２２年４月２０日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

平成２２年５月７日

奈良県監査委員 谷 川 正 嗣
同 南 田 昭 典

第１ 監査の請求

１ 請求人

住所 生駒市あすか野北３丁目１番３号

氏名 阪口 保 外１０名

２ 請求書の提出

平成２２年２月２４日

３ 請求の要旨

監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

（１）措置要求事項

平成２０年度に県が各議員及び各会派に交付した政務調査費のうち、次に掲げるものについて、県に返還させる措置を講じるよう求める。

- １ 議員の県外調査に係る調査研究費に充当された１４７,９００円
- ２ 議員の大学院の授業料に係る研修費に充当された５９１,０００円
- ３ ８名の議員の補助職員の人件費に充当された１５,１０１,８３６円
- ４ 会派の海外調査に係る調査研究費に充当された４９３,０００円

（２）請求の理由

ア 政務調査費の使途

県政に関する調査研究に資すると認められないとき、各会派及び各議員の当該経費の支出が、奈良県政務調査費の交付に関する規程（平成13年3月奈良県議会規程第1号。以下「本件規程」という。）の別表第1及び別表第2に即していないときは、本来、政務調査費の対象とはならないというべきである。

イ 具体的な違法性

(ア) 議員の県外調査に係る調査研究費（秋本登志嗣議員 147,900円）

県外調査費の支出には、本件規程第6条第4項第2号で定める、第11号様式の県外調査活動記録簿による実績報告が必要である。

県外調査活動記録簿には、目的、内容、結果等を記載しなければならないが、秋本登志嗣議員の県外調査活動記録簿には、それらの記載がない。

このことは、政務調査費の手引（政務調査費の運用方針）（以下「手引」という。）の記載例から逸脱している。

(イ) 議員の大学院の授業料に係る研修費（井岡正徳議員 591,000円）

本件規程別表第2では、研修費の使途基準は、団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）と定められており、議員本人が研修を深める大学、大学院の授業料などが含まれるとは考えられない。

(ウ) 8名の議員の補助職員の人件費（川口正志議員2,649,432円、山本進章議員3,360,000円、岩城明議員1,350,000円、森川喜之議員1,560,000円、松尾勇臣議員1,830,000円、辻本黎士議員1,200,000円、丸野智彦議員904,564円、山下力議員2,247,840円 合計15,101,836円）

上記各議員の収支報告書は、調査研究費及び研修費が0円となっており、各議員が何を調査研究したのか不明である。

人件費で支出した場合、補助職員が何の政務調査を補助したのか記載すべきで、調査研究に従事した時間、日数等も含めて支出の積算根拠を記載すべきである。

また、政務調査を行ったのであれば、資料や情報収集のための調査研究費、研修費が必要になるのが通常である。

よって、収支報告書等からは、政務調査費の person 費の支出が使途基準に適合しているとは言い難い。

(エ) 会派の海外調査に係る調査研究費 (自由民主党会派 493,000円「大韓民国済州特別自治道」4月13日～15日<調査者:神田加津代議員及び上田悟議員>)

以下の行程からは、この海外調査は、訪問調査が行程の主要な部分を占めているとは言い難い。

(行程)

13日午後 盆栽芸術苑、始美地植物園、天帝淵瀑布を視察

14日午前 済州自然遺産管理事務所、漢拏山御里牧探訪案内所にて、世界遺産登録に至る経緯の説明を受ける。

午後 済州道議会を訪問

15日午前 拒文岳溶岩洞窟群の万丈窟、城山日出峰、城邑民俗村を視察

一連の行程を精査すると、視察目的は、観光が中心であり、県政の調査研究については二次的なものであるといえる。

また、14日午前に済州自然遺産管理事務所、漢拏山御里牧探訪案内所にて、世界遺産登録に至る経緯の説明を受けたのも、観光ついでに説明を受けたという印象をぬぐえない。

よって、海外視察の必然性は認められず、また上記各規程の趣旨目的を満たしていない。

4 事実証明書

別紙一覧表のとおり。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2

4 2 条に規定する要件を備えていたので、これを受理した。

第 3 監査委員の除斥等

本件請求の監査において、中野雅史監査委員及び岩城明監査委員は、監査の対象に関し直接の利害関係を有するため、法第 1 9 9 条の 2 の規定により本件監査から除斥した。

第 4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 2 2 年 3 月 1 1 日、法第 2 4 2 条第 6 項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、議員及び会派に交付された政務調査費の使途が違法であり、これらの違法な使途に充てられた額を除けば、当該政務調査費に残余が生じるとして、当該議員及び会派に対して知事が当該残余相当額を不当利得の返還請求権を行使すべきであるのに、当該請求権の行使を違法又は不当に怠っているかどうかについて監査を実施した。

3 監査対象部局

議会事務局

4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容

議会事務局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成 2 2 年 3 月 1 9 日に陳述を聴取した。

また、議会事務局から追加資料の提出を受け、同月 3 1 日に陳述を再聴取した。
議会事務局から提出された監査調書及び陳述等の内容は概ね次のとおりである。

(1) 政務調査費制度の概要等

ア 政務調査費制度の概要

政務調査費は、平成12年5月の法の一部改正により制度化されたものであり、本県においても、奈良県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月奈良県条例第42号。以下「本件条例」という。）、本件規程及び奈良県政務調査費に係る収支報告書及び領収書等の閲覧に関する要綱が整備され、平成13年4月1日から施行されている。

こうした法の一部改正及び本件条例等の制定は、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大していく中で、地方議会が住民の負託に応え、より積極的かつ効果的に活動を行うことが求められていることを背景として行われたものである。

本件条例等については、当時の法改正にあたり全国都道府県議会議長会がとりまとめた標準条例、標準規程に準拠しており、本件条例で交付額（会派に対し月額2万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額、議員に対し月額28万円）を、本件規程において使途基準を定めている。

イ 政務調査費の使途

政務調査費の使途については、本件条例第9条では、「会派及び議員は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」と規定されている。

そして、本件規程の第5条では、「条例第9条の使途基準は、会派に係るものにあつては別表第1、議員に係るものにあつては別表第2のとおりとする。」と規定されており、別表第1及び別表第2ではそれぞれ調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費の9項目（以下「使途項目」という。）及び使途項目ごとにその使途の内容が規定されている。

ウ 使途基準の明確化に向けた取組

当初、会計帳簿及び証拠書類等については、政務調査活動の特殊性に鑑み、収支報告書に添付し提出することは義務付けられていなかったが、平成17年頃から収支報告書だけでは使途基準に合致しているか確認できず、違法である等を理由に、全国的に住民監査請求・住民訴訟が展開されるようになった。

このような状況のもと、県議会においても、平成１８年６月より各派連絡会で継続的に明確化に向けた条例改正等について協議していたところ、平成１９年８月２８日、平成１８年度に会派及び議員に対して交付した政務調査費に関する住民監査請求が提出された。

平成１９年１０月２６日の監査結果は、請求人の主張を全て却下又は棄却するものであったが、監査委員の意見として政務調査費の使途基準の一層の明確化、具体化、透明性の確保等に努めるよう検討要望があった。

県議会ではこの監査結果を真摯に受けとめ、平成１９年１１月２日に政務調査費改正委員会を組織し、７回にわたり同委員会を開催し、本件条例、本件規程等の改正案及び運用方針等を定めた手引書の作成について協議を行った。

そして、平成２０年３月２５日、本件条例及び本件規程の一部を改正し、平成２０年度以降に交付される政務調査費の収支報告書には海外・県外調査活動記録簿及び全ての支出に領収書等を添付することとなった。

また、手引を作成し、具体的な例示を示すなど使途基準の明確化に努める一方、実態での按分が困難な場合の取扱い及び相談体制等を定めた。

(2) 平成２０年度政務調査費の使途に係る議会事務局の確認について

本件条例第１０条及び本件規程第６条により、政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、年度終了日の翌日から３０日以内に、収支報告書に領収書の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは、支払証明書）、海外調査活動記録簿、県外調査活動記録簿を添付して議長に提出することとされている。

手引では、収支報告書を一旦受理する議会事務局において、提出すべき書類に漏れはないか、計算誤りや記載ミスがないか、充当の経費の適否について、一次的なチェックを行うこととされている。

収支報告書の内容が使途基準に適合しているかについては、添付されている領収書等から確認を行った。なお、領収書等で何の経費なのか分かりにくい場合には、会派代表者又は議員に直接内容を確認し、当該領収書の写しを貼り付けた領収書はり付け用紙（本件規程第１２号様式）の余白に、何の支出かが分かるように明記するよう依頼している。

また、手引に例示のない経費に充当されている場合は、過去の判例や他府県の手引きや運用等を参考に判断を行った。

なお、議会事務局で使途の適否の判断が困難な場合には、各派連絡会で協議することとしているが、平成20年度の収支報告書の審査においては、このような事例はなかった。

(3) 本件監査請求において請求人が違法性を主張する平成20年度政務調査費の使途内容について

ア 議員の県外調査について

秋本議員に本件県外調査の目的、内容、結果等について、確認したところ、「7月25日の午前に自由民主党本部の県選出国會議員を訪問し、県内の福祉施策、福祉施設の現状の説明を行い、今後の国の動向等について聴取した。また、午後から厚生労働省障害者雇用対策課を訪れ、知的障害者等を雇用している工場での現状等を説明し、今後の法令改正等の諸施策の予定、全国の支援施策の状況、効果的な施策を展開する先進例などについて聴取した。一方、9月3日は午前に自由民主党本部の県選出国會議員の秘書を訪ね、厚生労働省における障害者福祉施策についての今後の動向の調査及び情報提供の依頼を行った。午後からは厚生労働省障害者雇用対策課において、障害者雇用に係る諸施策の進展状況を聴き取る一方、県内の福祉入所施設等で入所者の通院等で必要となる福祉車両が不足している現状を説明し、国の支援策等について調査を行った。」との回答を得ている。

なお、平成22年3月16日、秋本議員から、本件規程第8条に基づいて、訂正届が提出されており、県外調査活動記録簿の目的、内容、結果等の欄に、上記の旨の追記がされている。

イ 議員の大学院の授業料について

大学院の授業料については、政務調査費の使途として手引に例示されていないが、このような手引に例示がない経費に充当されている場合、過去の判例や他府県の状況を参考に判断を行っている。

大学院の授業料等の政務調査費の充当については、県政等に関係する科目に

限っては、過去の判例（平成20年2月29日新潟地方裁判所判決）でも認められていることなどから、使途として適当であると判断した。

また、井岡議員に確認したところ、「地方議会の果たすべき役割・機能、他府県の状況・分析、今後の議会のあり方等について知識を得るため、平成20年4月1日、同志社大学大学院総合政策科学研究科総合政策科学専攻博士課程に入学し、公共政策コースにおいて社会の諸問題の実態と問題状況を把握し、その解決策となる政策企画・立案、実施、結果の評価に至る各プロセスにおける着眼点、実践的な実務について講義を受けた。また、平成20年度に、厚生委員長を務めることとなり、同委員会において『ならの地域医療を守り育てる条例（平成21年7月奈良県条例第11号）』について、案の段階から手がけることができ、受講した知識を早速実務に活かし、県政に反映することができた。」との回答を得ている。

さらに、井岡議員が同大学院で作成した論文に、県政に関する記述がある。

なお、受講科目については、井岡議員から、受講科目がわかるように収支報告書に成績通知書を添付する旨の申し出があったため、同通知書により確認した。

ウ 8名の議員の補助職員の人件費について

手引の10頁に、事務所費として充当できる事務所の要件の1つに、連絡調整機能が整っていることが挙げられていることから、政務調査活動の補助業務には、議員に同行したり、議員の命を受けて直接政務調査活動に従事するほかに、議員不在時の事務所での電話対応、来客対応、収集資料の整理等の業務も含まれる。

なお、補助職員が政務調査活動以外の業務にも従事している場合は、手引では、政務調査に要した業務実態によって経費を按分することを原則としているが、ただし書きで勤務実態が明らかでない場合には、2分の1を限度として充当できることとしている。

このような取扱いをしている理由は、例えば、政務調査活動と後援会の用務を併用する事務所で、電話及び来客対応等の事務を行う職員1名を雇用する場合、事前に日々の電話件数や来客数、その他事務処理等に要する双方の従事時

間割合を雇用契約書等に明記することが困難であるからである。

請求人は、収支報告書の記載を見て、補助職員の人件費に政務調査費が充当されているのにもかかわらず、調査研究費や研修費には充当がないことを指摘しているが、その理由を各議員に確認したところ、収支報告書は1年間に行った議員の政務調査活動全てを報告するものではなく、交付を受けた政務調査費をどの支出項目に充当したのかを報告するものであり、調査研究費や研修費に充当するまでもなく交付を受けた額を上回ったため、記載しなかったとのことであった。

また、収支報告書が提出された際は、会計帳簿と領収書等の突合を行うほか、議員から事務所の使用形態、当該事務所で雇用する全職員数、そのうち政務調査事務に従事する者及び雇用契約書等の保管の有無を聴取している。

さらに、平成22年3月24日には、各議員が保管する補助職員の雇用契約書、勤務簿の保管の有無及び補助職員の業務内容についても確認している。

エ 会派の海外調査について

自由民主党会派の海外調査について、収支報告書の提出時には、会派代表者から会計帳簿及び海外調査活動記録簿に基づいて説明を受けており、調査経費内訳書に記載された調査日程、参加人数、交通費、宿泊費用及び現地通訳費用等について、使途基準に沿った支出がなされているかを確認するとともに、当該調査地域へ赴かなければならなかった理由や調査内容及び調査先での対応者等について聴取している。

また、自由民主党会派の代表者に確認したところ、本件海外調査の目的は、海外調査活動記録簿に記載のとおりであるが、「世界遺産登録（国際連合教育科学文化機関の世界遺産リストへの登録をいう。以下同じ。）に至る経緯、登録後の状況及び今後の取組などについての調査」ということであり、一つの島内に3つの世界遺産を持つ済州島の状況について調査を行うことで、同じく県内に3つの世界遺産を抱える本県の今後の施策の方向性を検討するにあたり示唆を与えてくれるものと、会派で判断したとのことである。

そして、済州島で実際にそれらの世界遺産を活用し、どのように地域経済を活性化しようとしているのかを、現地に赴き、つぶさに見聞し、外国からの来

訪者の増加を目指した観光振興の取組、現地の観光コースなどを調査しており、それらの調査結果は、今後、本県の地域活性化の牽引役として最も重要な柱である観光について、その振興施策などの提言等を行う上で参考となるべきものであり、会派の議員総会等で報告され、会派の所属議員の認識も深まったとのことである。

また、実際に調査に赴いた神田議員及び上田議員に確認したところ、本県が「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について世界遺産への登録の実現を目指しているが、既に世界遺産の登録件数が多くなり、将来にわたる遺産管理を考え、近年新たな登録の抑制のため、審査の基準も厳しくなり、他府県においても登録申請の多くが見送られている状況にある。調査先である済州島は自然遺産ではあるが、近年世界遺産に登録され、年々観光客が増加しており、また、規制の厳しい自然保護区内で人が共存している珍しい事例であることから、本県においても参考とすべき点が多くあると考えたとのことである。

本件海外調査の実施に係る会派としての意思決定手続について、自由民主党会派の代表者に確認したところ、会派に所属する議員2名が本件海外調査の実施の提案を行い、当該提案について、会派の役員会で承認が行われ、会派としての意思決定がされたとのことである。

第5 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 政務調査費の使途の違法性についての判断

本件監査請求は、議員及び会派に交付した政務調査費の使途が違法であるとして、その返還を求めるものと解するが、本県では、政務調査費について、本件条例第1条で「奈良県議会議員の調査研究に資するため必要な経費」として会派及び議員に対して交付する旨規定しており、その使途について、本件条例第9条で「政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。」としている。そして本件条例の規定に基づいて議長が定める本件規程の別表第1及び別表第2で使

途基準としての使途項目及び使途の内容が規定されており、さらに手引においては、使途基準の明確化のための具体的な例示や、実態での経費按分が困難な場合の取扱い等が定められている。

このことから、請求人が指摘する議員及び会派の個々の支出が、本件規程で定める使途基準及び手引で示す取扱い等に適合するか否かを基準として、その違法性を判断することとする。

2 個々の支出についての判断

(1) 議員の県外調査について

請求人は、秋本議員が実施した県外調査について、本件規程の第6条第4項に基づき、収支報告書に添付して提出しなければならないこととされている県外調査活動記録簿の目的、内容、結果等の欄の記載が、手引の記載例に反して、「自由民主党本部、厚生労働省」としか記載されていないことから、使途基準に反する旨主張する。

確かに、本件規程及び手引で県外調査活動記録簿に目的、内容、結果等を記載することを求めている以上、それらの記載を欠く県外調査活動記録簿が提出されたのであれば、議会事務局は、それらを記載するよう秋本議員に対して補正を求める必要があったといえる。

しかし、平成22年3月16日に本件規程第8条に基づく訂正届が提出され、県外調査活動記録簿にそれらが追記されており、追記された内容から、本県の障害者福祉施策等に関する調査を行うため、厚生労働省の担当課や県選出の国会議員等を訪問したものと認めることができる。

また、収支報告書には旅行会社発行の領収書が添付されており、金額についても議員本人と調査研究を補助する職員の鉄道運賃の実費相当額であると認められる。

以上のことから、本件県外調査は、県政との関連性を有しており、合理性・必要性に欠けるものではなく、本件県外調査に係る支出は使途基準に反するものではないと判断する。

(2) 議員の大学院の授業料について

請求人は、「研修費」の使途の内容について、本件規程の別表第2では、「団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）」と定められており、議員本人が研修を深める大学、大学院の授業料などは該当しない旨主張する。

確かに、大学院の授業料については、本件規程の別表第2や手引等に政務調査費の使途の内容として明記されていないが、本件と同様に、区議会議員が大学院で調査研究を行うとし、その学費に政務調査費を充当したことの適否等が争われた平成18年7月14日の東京地方裁判所の判決では、議員の大学院への通学は、履修する授業科目から、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費制度の趣旨に合致する旨判示しており、同判決は平成18年11月8日の東京高等裁判所の判決でも維持されている。

議会事務局が陳述等で述べたところによると、井岡議員は地方議会の果たすべき役割等について知識を得るため、同志社大学大学院総合政策科学研究科総合政策科学専攻博士課程に入学し、公共政策コースにおいて、関係する科目を受講したものであり、同大学院で井岡議員が作成した論文にも、本県を含む都道府県の計画行政等についての研究成果が記述されている。また、収支報告書に添付された成績通知書に記載されている受講科目を見ても、県政との関連性を欠くと思われるような科目は認められない。

以上のことから、井岡議員の同大学院への通学は、井岡議員個人の能力を高め、それを県政に還元することを目的としたものであり、また客観的にも県政の充実に役立つものと見ることができるから、井岡議員の個人的な知識、能力の取得にとどまるものということとはできず、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費制度の趣旨に合致するものと判断する。

そして、政務調査費制度の趣旨に合致する経費については、前掲の東京地方裁判所の判決によれば、仮に本件規程の別表等で明記されていなくても、県政に関する調査研究に資するための必要な経費に該当するというべきものであるから、本件大学院の授業料に係る支出は使途基準に反するものではないと判断する。

(3) 8名の議員の補助職員の人件費について

請求人は各議員の収支報告書に、通常、政務調査活動に必要となる調査研究費

及び研修費が0円となっているのに、補助職員の人件費に多額の充当がされていることをもって、政務調査費の使途基準に反する旨主張する。

この点について、各議員の収支報告書を見ると、人件費のみに政務調査費が充当されたのではなく、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費などの他の経費にも充当されており、本件規程の別表でそれらの経費を使途として規定している以上、調査研究費や研修費と同様、政務調査活動に必要な経費であることはいうまでもないことであり、調査研究費や研修費に政務調査費の充当の記載がないことをもって、補助職員の人件費の支出が使途基準に反するという事にはならないものと解する。

なお、議会事務局の陳述等の内容によると、各議員が収支報告書に調査研究費や研修費を0円と記載し若しくは空欄とした理由は、収支報告書は1年間に行った議員の政務調査活動全てを報告するものではなく、交付を受けた政務調査費をどの支出項目に充当したのかを報告するものであるから、調査研究費や研修費に充当するまでもなく交付を受けた額を上回ったことによるものである。

平成19年4月26日の仙台高等裁判所の判決では、政務調査費をどのように活用するかは本来議員の自律的判断にゆだねられるべきものであると判示しており、使途基準に定める経費である限り、どの経費に政務調査費を充当するかは議員の判断にゆだねられるべきものと解する。

さらに、議会事務局は、収支報告書が提出された際には、添付された領収書等を確認するだけでなく、事務所の使用形態や雇用する職員の人数等を議員から聴取し、按分率の根拠等についても確認している。また、平成22年3月24日には、各議員から雇用契約書及び勤務簿の有無を確認するとともに、補助職員の業務内容を聴取し、政務調査活動の補助業務であることを確認している。

なお、補助職員が政務調査活動以外の業務にも従事している場合の取扱いについては、本件条例及び本件規程には規定がないが、手引では、政務調査に要した業務実態によって経費を按分することを原則とし、ただし書きで、勤務実態が明らかでない場合には、2分の1を限度として充当できることとしている。

上記の仙台高等裁判所の判決では、政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には、2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべき旨判示しており、上記取扱いはこれに沿ったものと

いえる。

以上のことから、補助職員の人件費については、収支報告書に支払いを証する領収書等が添付されており、また、議会事務局が陳述等で述べた上記の確認内容を踏まえると、8名の議員の補助職員の人件費の支出は使途基準に反するものではないと判断する。

(4) 会派の海外調査について

請求人は、収支報告書に添付された海外調査活動記録簿の記載から、本件海外調査は、観光が目的で、県政の調査研究については二次的なものであり、海外視察の必然性は認められないから、使途基準に反する旨主張する。

この点について、そもそも、海外調査活動記録簿には、私的な旅行等の政務調査活動以外の目的での活動であることをうかがわせるような記載は認められない。

また、本件海外調査は、自由民主党会派が会派として実施したものであるが、平成19年2月9日の札幌高等裁判所の判決では、会派の活動の特殊性に鑑み、会派が行う調査活動の市政との関連性、目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等については、極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められるとし、会派として意思統一がされ調査活動をすることが了承された以上は、市政との関連性との要件についても、家族旅行の旅費であるとか、一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である旨判示している。

議会事務局の陳述等の内容によると、本件海外調査について、会派に所属する議員2名が提案を行い、会派の役員会で承認が行われ、会派としての意思決定がされたとのことであり、結果についても会派の議員総会等で報告されている。

さらに、本県が「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」について世界遺産への登録の実現を目指していることに関連して、近年世界遺産に登録された濟州島では、規制の厳しい自然保護区内で人が共存していることなどに着目して、本県においても参考になるものと判断して本件海外調査を実施したとのことであり、県政との関連性において、本件海外調査が無関係ということはできない。

海外調査活動記録簿に記載された日程を見ても、極めて不相当と思われるような点はなく、収支報告書に添付された旅行代金の内訳書からは、本件海外調査に

係る費用が著しく高額なものになっているということもできない。

以上のことから、本件海外調査に係る支出は使途基準に反するものではないと判断する。

第6 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

政務調査費の使途基準の一層の明確化、具体化等に向けて、手引を作成し、平成20年度からそれに基づいて制度が運用されているが、議会事務局による収支報告書の審査について、一部で十分でないところが認められた。

については、議会事務局においては、収支報告書の審査にあたって、提出された書類の内容の確認を徹底することは勿論であるが、手引で議員及び会派で保管すべきものとされている書類について、必要に応じてその内容を確認するなど、政務調査費の使途の適正性確保の観点から、より一層審査の充実を図られたい。

別紙 事実証明書一覧表

番号	名称
1	奈良県政務調査費の交付に関する条例
2	奈良県政務調査費の交付に関する規程
3	奈良県政務調査費に係る収支報告書及び領収書等の閲覧に関する要綱
4	平成20年度の政務調査費収支報告書及び同添付資料の抜粋(秋本登志嗣議員)
5	県外調査活動記録簿<記載例>
6	平成20年度の政務調査費収支報告書及び同添付資料の抜粋(井岡正徳議員)
7	平成20年度の政務調査費収支報告書及び同添付資料の抜粋(川口正志議員、山本進章議員、岩城明議員、森川喜之議員、松尾勇臣議員、辻本黎士議員、丸野智彦議員、山下力議員)
8	政務調査費の手引(政務調査費の運用方針)の抜粋
9	平成20年度の政務調査費収支報告書及び同添付資料の抜粋(自由民主党会派)